

官報号外 平成三年三月八日

○ 第百二十回 参議院会議録第十三号

平成三年三月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十三号

平成三年三月八日

午前十時開議

第一 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(内閣提出)

審査報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月七日

建設委員長 矢田部 理

参議院議長 土屋 義彦殿

第一 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
「同項第三号」を「この項」として、「同項第三号の」を「同項第三号若しくは第四号」に改める。

第四十八条の二中「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

附則第八項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「自ら居住するため住宅を必要とする」を「同条第一項第一号に掲げるに改め、「対する貸付金」の下に「及び第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金」を「第二十条第一項」の下に「及び第二項(第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。)を加え、「同項の表」を「第二十条第一項の表及

○ 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○ 議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
日程第一 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

平成三年三月八日 参議院会議録第十三号 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案外一件

とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額七兆五千五百十一億円の中に計上されている。

び同条第二項に改め、「金額」と「の下に「同条第一項の表中」を加える。
附則第九項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。
附則第十項中「限度の欄」の下に「及び同条第二項」を加え、「及び前項」を「並びに前項」に改める。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)
第二条 産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号別記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「附隨する」を「付隨する」に改め、「土地」の下に「若しくは借地権」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

第七条第一項各号別記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「附隨する」を「付隨する」に改め、「土地」の下に「若しくは借地権」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

一、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

二、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を建設して賃貸する事業を行う者

三、次に掲げる者に對し住宅を建設して賃貸する事業を行う者

四、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

五、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

六、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

七、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

八、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

九、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

十、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

十一、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

十二、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

十三、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

十四、事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

同条第一項中「の貸付」を「の貸付け」に、「貸付の中込」を「貸付けの申込み」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「見込

を「見込み」に、「充分に」を「十分に」に、「且つ、申込」を「かつ、申込み」に、「申込に」を「申込みに」に改め、同条第二項中「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第九条第三項中「及び第七号」を削り、「又は同項第二号」を「同項第二号」に改め、「法人を除く。」の下に「又は同項第三号の規定に該当するもの」と、同項第七号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同

条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連便利施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの」とあるのは「貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「同法第十三条の二第一項又は第二項」を加え、「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「第十三条の二第一項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第十三条第二項中「基づき」の下に「賃貸し、若しくは第七条第一項第三号に掲げる者が事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするものに対し賃貸し、又は第十三条の二第一項中「公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受け

た者」という。）で第七条第一項第三号」を「貸付けを受けた者で第七条第一項第四号」に、「附隨して土地」を「付隨して土地又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同条第二項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「附隨して土地」を「付隨して土地又は借地権」に、「これ」を「それら」に、「こえて」を「超えて」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の四号に、「附隨して土地」を「付隨して土地又は土地」を「土地又は借地権」に、「これ」を「それら」に、「こえて」を「超えて」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同項第一号中「こえて、住宅又は土地の譲渡価額」を「超えて、家賃の額」に改め、同項に次に次の二条を加える。

（賃借人の選定及び家賃）

第十三条の二 公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

2 貸付けを受けた者で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参照して主務大臣が定める額を超えて、当該貸付金に係る住宅の家賃の額を契約し、又は受領することができない。

第十五条第一項中「代理」を「又は法人若しくは人の代理人」に改め、「その法人」の下に「又は人」を加える。

第十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「こえて」を「超えて」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正） 第三条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「自ら居住するため住宅を必要とする者で同条第五項」を「公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者で第八条第五項に

た者」という。）で第七条第一項第三号」を「次の各号のいずれか」に、「代理人」を「若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人」に、「土地」を「土地又は借地権」に改め、同条第二項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「同欄」を「超出て」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同項第一号中「こえて、住宅又は土地の譲渡価額」を「超えて、家賃の額」に改め、同項に次に次の二号を加える。

（賃借人の選定及び家賃）

第十三条の二 公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならない。

三 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが、第十三条の三第一項に規定する基準に従わないと住宅、土地又は借地権を譲渡したとき。

三 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが、第十三条の三第一項に規定する額を超えて、住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

第十五条第一項中「代理」を「又は法人若しくは人の代理人」に改め、「その法人」の下に「又は人」を加える。

第十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「こえて」を「超えて」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の住宅金融公庫法附則第八項及び第十九項並びに北海道防寒住宅建設等促進法附則第四項及び第五項の規定（住宅金融公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に係る部分に限る。）は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用する。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 主務大臣は、第一項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、労働大臣に協議しなければならない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の一の預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を七百万円から千万円に引き上げるとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に改めようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等為替貯金事業をめぐる厳しい環境変化に適切に対応するため、次の各項の早急な実現に積極的に努めるべきである。

一 多様化する国民のニーズに応えるため、長寿社会に対応した商品の提供や新たな個人向け貸付サービスの実施など、貯蓄・貸付両面において商品サービスの改善・充実を行うこと。

一 国民の利便の向上を図るために、ATM・CDの増置、利用時間の延長等を行うとともに、公料金の自動払込みや給与の自動受取りなどのサービスをさらに推進すること。

一 郵便貯金資金の一層の有利運用と地域への還元を実現するため、金融自由化対策資金の運用対象と運用規模を大幅に拡充するなど、資金運用制度の改善・充実を行うこと。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成三年二月二十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第七条第一項第六号中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「の進学」を「が教育」に、「に進学すること」という。」を「において行われる教育をいう。」を受けること」として、「進学資金」を「教育資金」に改める。

第十条第一項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第六十三条の四中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十四条中「みたす」を「満たす」に改め、「当該郵便貯金」の下に「(定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。)」を加える。

第六十八条第一項中「払いもどしの」を「払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。)」に、「及び定期郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書きを加える。

第十四条、第十六条第三号及び第四号並びに第二十九条第二項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書きを加える。
（施行期日）
一 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

参議院議長 土屋 義彦

通信委員長 一井 淳治

審査報告書
郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月七日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の国際化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るために、郵政官署において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託の規定、公布の日から起算して六月を超えた

でない。

第五十八条第一項中「前項」を「前項本文」に、「第五十七条第一項」を「前条第二項」に改める。

第八章 進学積立郵便貯金を「第八章 教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三条の二中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改めること。

第六十三条の三の見出し中「二年」を「四年」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三条の四中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十四条中「みたす」を「満たす」に改め、「当該郵便貯金」の下に「(定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。)」を加える。

第六十八条第一項中「払いもどしの」を「払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。)」に、「及び定期郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書きを加える。

第十四条、第十六条第三号及び第四号並びに第二十九条第二項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書きを加える。

（施行期日）
一 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の国際化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るために、郵政官署において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託の規定、公布の日から起算して六月を超えた

官報 (号外)

販売及び買取りの業務を行うことができるよう
にするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小
切手の売買に関する法律案

右
国会に提出する。

平成三年二月二十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小
切手の売買に関する法律案

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小
切手の売買に関する法律案

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小
切手の売買に関する法律案

第一条 この法律は、郵政官署において本邦通貨
と外国通貨の両替（以下「外国通貨の両替」とい
う。）並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の
受託販売及び買取り（以下「旅行小切手の売買」
といふ。）を行うことによって、住民及び旅行者
の利便を図ることを目的とする。

（外国通貨の両替等の取扱い）

第二条 郵便局において外国通貨の両替又は旅行
小切手の売買をしようとする者は、郵政省令の
定めるところにより、当該両替又は売買の申込
みをするものとする。

2 郵政大臣は、郵政省令の定めるところによ
り、前項の規定による外国通貨の両替及び旅行
小切手の売買の申込みに係る金額を制限するこ
とができる。

3 郵便局において両替を行う外国通貨及び買取
りを行う旅行小切手の種類は、郵政省令で定め
りを行なう。

る。

4 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う
旅行小切手の種類を公示するものとする。

（換算割合等）

第三条 郵便局における外国通貨の両替及び旅行
小切手の買取りに適用する換算割合は、外国為
替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示
する。

2 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う
旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示
するものとする。

3 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う
旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示
するものとする。

4 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う
旅行小切手の種類を公示するものとする。

の適用があるものとする。この場合において、
同法中「許可」とあり、及び「認可」とあるのは、
「承認」とする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）

第二条 郵便法（昭和二十一年法律第百六十五号）
の一部を次のように改正する。

第三条 国営企業労働関係法（昭和二十三年法律
第二百五十七号）の一部を次のように改正す
る。

「、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を
対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」
を加える。

（国営企業労働関係法の一部改正）

第二十条第一項中「元利金の支払」の下に
（利用の制限及び業務の停止）

第五条 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事
由がある場合において、重要な業務の遂行を確
保するため必要があるときは、郵便局を指定
し、かつ、期間を定めて、外国通貨の両替及び
旅行小切手の売買について利用を制限し、又は
停止することができる。

（省令への委任）

第六条 この法律に規定するもののほか、外国通
貨の両替及び旅行小切手の売買に関する必要な事
項は、郵政省令で定める。

（郵政事業特別会計法の一部改正）

第四条 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律
第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「元利金の支払に関する事務」の下
に、「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通
貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取
りに関する事務」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

第五条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百
四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通
貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び
買取りに関する業務

第四条第三十一号中「並びに年金」を、「年金」
に改め、「受入れ拝渡し」の下に「並びに本邦通
貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とす
る旅行小切手の受託販売及び買取り」を加え
る。

（郵便金法の一部改正）

第二十条第一項中「元利金の支払」の下に
（井淳治君登壇、拍手）

〇一井淳治君登壇、拍手

〔一井淳治君登壇、拍手〕

第六条 郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯
金の預入限度額の引き上げを行うとともに、国民

の教育費負担の増大等にかんがみ、進学積立郵便
貯金の貯蓄目的を、進学に必要な資金から進学及
び在学中に必要な資金に拡大し、その名称を教育
積立郵便貯金に変更すること等の改正を行おうと
するものであります。

次に、郵政官署における外国通貨の両替及び旅
行小切手の売買に関する法律案は、我が国の国際
化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るた
め、郵便局において外国通貨の両替並びに旅行小
切手の受託販売及び買取りを行うことができる
ようになります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審
査し、金融自由化に対する郵便貯金事業の対応、

預入限度額の引き上げの根拠、外貨両替等の諸リスク対策、外貨両替等取扱局の設置基準等に伴う問題について質疑が行わされました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、二法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

たれ、垂傳財金法の一部を改正する法律案について三項目から成る附帯決議案が提出され、多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。
よって、両案は全会一致をもって可決されまし
た。

午前十時九分散會

出席者は左のとおり。

議長　土屋義彦君
副議長　小山一平君

寺崎	昭久君
白浜	一良君
今泉	隆雄君
野村	五男君
星野	朋市君
針生	雄吉君
足立	良平君
中川	嘉美君

種田 肥田 稲葉 堀 前畠 西岡 瑞穂 会田 三石 庄司 千葉 田渕 山口 大森 稲村 鳩山 梶山 稲村 稲村 稲村
美代子君 王子君 利和君 中君 景子君 黙二君 哲夫君 昭君 篤君 稔夫君 孝且君 操君 和美君 三吾君
誠君 西岡瑞穂子君 久江君 田中君 堀利和君 前畠幸子君 堀利和君 前畠幸子君 堀利和君 前畠幸子君
栗森 上野 高井 菅野 近藤 深田 磯村 堂本 真子君 大渕 絹子君 忠孝君 肇君 繁君 修君 錦子君
喬君 雅文君 和伸君 忠孝君 肇君 繁君 修君 錦子君 雅文君 和伸君 忠孝君 肇君 繁君 修君 錦子君
山中 郁子君 雅脱タケ子君 雅脱タケ子君 雅脱タケ子君 雅脱タケ子君 雅脱タケ子君 雅脱タケ子君 雅脱タケ子君

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

平成二年三月八日 参議院会議録第十三号 議長の報告事項

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(閣法第六二一号)審査報告書
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二三号)審査報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物記可

発行所
平一〇五
虎ノ門二丁目二番四号
東京都港区
大蔵省印刷局
電話
03 (3587) 4302
定額
本号一部
税
三円を定む